

飛驒市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年11月29日

飛驒市代表監査委員 島田 哲吉

# 令和3年度財政援助団体等監査報告書

## 第1 監査の概要

1 監査の種類 財政援助団体等監査

2 監査実施日 令和3年11月8日（月）

3 監査対象 株式会社 newflow  
飛騨市総務部管財課・神岡振興事務所（事務の所管）

4 監査の対象とした事項及び範囲

出納その他の事務

令和2年度 事業報告及び決算に関する事項

令和3年度 事業計画及び予算に関する事項

5 監査の着眼点

(1) 指定管理者関係

ア 提出資料審査

- ① 指定管理者候補選定結果通知書
- ② 指定管理者指定通知書
- ③ ひだ流葉スキー場及び周辺施設の管理に関する基本協定書
- ④ ひだ流葉スキー場及び周辺施設の管理に関する年度協定書（令和2年度）
- ⑤ 令和2年度指定管理者事業報告書
- ⑥ ひだ流葉スキー場及び周辺施設の管理に関する年度協定書（令和3年度）
- ⑦ 全体収支計画書（令和2年～令和5年）
- ⑧ 飛騨市神岡町広域総合交流促進施設収支計画書Mプラザ（令和2年～令和5年）
- ⑨ ひだ流葉スキー場収支計画書（令和2年～令和5年）
- ⑩ 飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場・コテージ収支計画書（令和2年～令和5年）
- ⑪ 株式会社 newflow 定款
- ⑫ 株式会社 newflow 組織図
- ⑬ 株式会社 newflow 社員名簿
- ⑭ パンフレット
- ⑮ その他財務事務の執行にかかる書類、帳簿  
（総勘定元帳、契約書類、支払明細、財務諸表など）

- イ 管理に関する基本協定書に基づき事業が実施されているか。
- ウ 設立目的に沿った事業運営が行われているか。
- エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- オ 経営成績及び財政状態は良好か。
- カ 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。
- キ 関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ク 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- ケ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。

(2) 所管部局関係

ア 提出資料審査

- ① 指定管理事業報告書
- ② 管理に関する基本協定書及び年度協定書

イ 管理に関する協定書に基づき、決算書類等の確認は適正にされているか。

6 監査の方法

あらかじめ指定した資料及び当日関係書類等の提出を求め、支出された公金が目的どおり適正に運用されているかどうか、代表取締役ほか担当職員から説明を求める等の方法により実施した。

また、所管課についても同課から提出された資料及び当日提示のあった関係書類に基づき、担当職員から説明を求め監査を実施した。

第2 補助金の状況

市からの補助金は、令和2年度は2,600万円が指定管理料として株式会社 newflow へ交付決定され、ひだ流葉スキー場・飛騨市神岡広域総合交流促進施設・飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場・飛騨市流葉自然休養園コテージの人員費、管理費、運営費等、施設管理業務のために充てられている。

(単位：円)

収 入	項 目	令和元年度	令和2年度
	指定管理料	—	26,000,000
	利用料金	—	76,648,758
	純売上高	—	12,779,568
	その他	—	929,936
	合 計	—	116,358,262

支 出	項 目	令和元年度	令和2年度
	売上原価	—	3,910,712
	人件費	—	42,961,273
	管理費	—	39,641,770
	運営費	—	16,291,768
	その他	—	8,678,199
	合 計	—	111,483,722

### 第3 補助事業の目的

地域資源を活用した都市住民との交流を通じ、地域の活性化と産業の振興を図るとともに、市民の健全な心身の育成と冬期スポーツの普及振興を図り、併せてレクリエーションの場の確保と観光事業の充実を図るという設置目的に基づき、管理運営を行う事を目的とする。

### 第4 監査の結果

監査の対象とした出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽易な事項については、その都度口頭で指摘したが、特に要望したい事項については、次のとおりであるので検討されたい。

#### (1) 指摘事項

株式会社 newflow 特になし

飛騨市総務部管財課・神岡振興事務所

基本協定書 別紙1（管理物品）の備考欄について関連条項の記載誤りがあり訂正すること。

#### (2) 検討事項

株式会社 newflow は、令和2年10月1日から指定管理者として地域資源を活用した都市住民との交流を通じ、地域の活性化と産業の振興を図るために、多岐にわたる施設管理運営を行っている。飛騨市民にとっても必要な地域施設を管理運営されるため、飛騨市の指定管理者制度に基づき、所管課との連携を密にし、発足したばかりでもあるため当該施設が目的に沿った運営ができるような指導、提案等の検討が必要である。

### (3) 意見、要望事項

#### ①株式会社 newflow

監査の結果、株式会社 newflow の事業運営は、出納その他の事務処理について概ね適正であった。飛騨市民の健全な心身の育成と冬期スポーツの普及振興を図り、併せてレクリエーションの場の確保と観光事業の充実を図るという設置目的を念頭にした市民の求める施設運営を行える仕組みを構築し、積極的な取り組みが行われていることや、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料の収入減の中、電気料金の見直し等によるランニングコスト削減による経費節減や、電子マネー決済の導入による利用者の利便性向上等の努力もうかがうことができた。

引き続き、地域資源の活用により都市住民との交流を通じ、地域の活性化と産業の振興を図るため、今後とも市との協議や各団体との連携を図り、更なる効果的な取り組みを期待する。

#### ②飛騨市総務部管財課・神岡振興事務所（所管課）

備品（管理物品）については、購入または調達した場合は、協議書等を作成するとともに、備品台帳等に記載し、指定管理者とその内容の確認を行うよう連携して努められたい。

引き続き、透明性の確保や市民への説明責任の観点から、経営状況にも留意しながら、事業運営を注視し、重ねて関係法令を遵守し今後も所管課としての指導を行うこと。